

ID: 64

担当部署: 企画部 国際文化推進室 スポーツ推進課

処分の概要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例 第6条第1項(第14条第3項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	昭和47年条例第26号
【根拠条文】 (使用許可) 第6条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 (1) 公益又は風紀を害するおそれがあるとき。 (2) 営利を目的とするとき。 (3) 施設、設備又はその他の物件を損傷するおそれがあるとき。 (4) 酒宴を伴った行事あるいは集会のために使用しようとするとき。 (5) 市長が特に認める場合を除き、センターを引き続き3日を超えて使用し、又は曜日、日時等を指定して独占的使用を行おうとするとき。 (6) その他市長において、管理上不適当と認めるとき。 2 市長は、センターの使用について、管理上必要があると認めるときは、条件を付し使用を許可することができる。 (管理の代行等) 第14条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせることができる。 2 前項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1) センターの使用の許可に関する業務 (2) センターの運営に関する業務 (3) センターの施設、設備等の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの運営又は維持管理上市長が必要であると認める業務 3 第1項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合の第4条第2号、第5条の2第3項、第6条、第8条及び第9条の規定の適用については、第4条第2号中「市長が必要と認める」とあるのは「指定管理者があらかじめ市長の承認を得た」と、第5条の2第3項中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第6条及び第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」とする。 【基準】 根拠条文に同じ。	
標準処理期間	1日
備考	

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和6年4月1日